ASBJ

**企業会計基準適用指針第６号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」**

企業会計基準適用指針第６号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（最終改正 2024 年９月 13 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **企業会計基準適用指針第６号**<br>**固定資産の減損に係る会計基準の適用指針**<br><br>2003年（平成15年）10月31日<br>改正2008年（平成20年）　1月24日<br>改正2009年（平成21年）　3月27日<br>改正2024年　9月13日<br>最終改正2025年10月16日<br>企業会計基準委員会 | **企業会計基準適用指針第６号**<br>**固定資産の減損に係る会計基準の適用指針**<br><br>2003年（平成15年）10月31日<br>改正2008年（平成20年）　1月24日<br>改正2009年（平成21年）　3月27日<br>最終改正2024年9月13日<br>企業会計基準委員会<br><br>本適用指針は、2024 年 11 月１日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。<br>・「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の修正について」（2024 年 11 月１日公表） |
| **適用指針** | **適用指針** |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **その他**<br>**期中会計期間等において減損処理を行った資産に係る取扱い**<br>63.　期中会計期間において減損処理を行った場合には、年度決算までに資産又は資産グループに新たな減損の兆候があり追加的に減損損失を認識すべきであると判定される場合を除き、年度決算において、期中会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理を行わない（第 145-2 項参照）。<br>　また、第二種中間財務諸表を作成する場合の中間会計期間において減損処理を行った場合における年度決算の取扱いは、期中会計期間において減損処理を行った場合と同様とする（第145項参照）。 | **その他**<br>**中間会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱い**<br>63.　中間会計期間において減損処理を行った場合には、年度決算までに資産又は資産グループに新たな減損の兆候があり追加的に減損損失を認識すべきであると判定される場合を除き、年度決算において、中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理を行わない（第 145 項参照）。 |
| **適用時期等**<br>**適用時期**<br>65.　本適用指針の適用は、次のとおりとする。<br>(1)～(4)　（略）<br>(5)　2025 年改正の本適用指針（以下「2025 年改正適用指針」という。）の適用時期は、企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」（以下「期中会計基準」という。）と同様とする。 | **適用時期等**<br>**適用時期**<br>65.　本適用指針の適用は、次のとおりとする。<br>(1)～(4)　（略）<br>（新　設） |
| **議　決**<br>67-5.　2025 年改正適用指針は、第 559 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。 | **議　決**<br>（新　設） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **結論の背景**<br><br>**経　緯**<br>68-A1.　2024 年改正適用指針では、2024 年のリース会計基準の公表に伴い、リースに関する事項について所要の改正を行った。 | **結論の背景**<br><br>**経　緯**<br>68.　2024 年改正適用指針では、2024 年のリース会計基準の公表に伴い、リースに関する事項について所要の改正を行った。 |
| 68-A2.　2025 年改正適用指針では、2025 年の期中会計基準の公表に伴い、期中会計期間において減損処理を行った資産の年度決算に係る取扱いを明確化するため、所要の改正を行った。また、2023 年 11 月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 79 号）が成立し、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）が改正されたことにより、従前の中間財務諸表が第二種中間財務諸表として規定されたため、2025 年改正適用指針における中間会計期間が第二種中間財務諸表を作成する場合の中間会計期間であることを明確化した。 | （新　設） |
| **その他**<br>**第二種中間財務諸表を作成する場合の中間会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱い**<br>145.　年度決算では、第二種中間財務諸表を作成する場合の中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理が行われる（中間財務諸表作成基準注解（注 1））。ただし、減損処理は、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなく | **その他**<br>**中間会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱い**<br><br>145.　年度決算では、中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理が行われる（中間財務諸表作成基準_注解（注 1））。ただし、減損処理は、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態が相当程度に確実な場合に限 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| なった状態が相当程度に確実な場合に限って、回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であり（減損会計意見書 三 3.及び四 2.(2)①)、たな卸資産の評価基準としての低価基準等とは異なり、直接的に貸借対照表価額を求めるものではない。このため、本適用指針では、第二種中間財務諸表を作成する場合の中間会計期間において減損処理を行った場合でも、年度決算までに資産又は資産グループに新たな減損の兆候があり追加的に減損損失を認識すべきであると判定されるときを除いて、年度決算において、第二種中間財務諸表を作成する場合の中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理を行わないものとした（本適用指針第 63 項参照)。 | って、回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であり（減損会計意見書 三 3.及び四 2.(2)①)、たな卸資産の評価基準としての低価基準等とは異なり、直接的に貸借対照表価額を求めるものではない。このため、本適用指針では、中間会計期間において減損処理を行った場合でも、年度決算までに資産又は資産グループに新たな減損の兆候があり追加的に減損損失を認識すべきであると判定されるときを除いて、年度決算において、中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理を行わないものとした（本適用指針第 63 項参照)。 |
| **期中会計期間において減損処理を行った資産に係る取扱い**<br>145-2.減損処理は、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態が相当程度に確実な場合に限って、回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であり、直接的に貸借対照表価額を求めるものではないという点については、期中会計期間において減損処理を行った場合も第二種中間財務諸表を作成する場合の中間会計期間において減損処理を行った場合と同様であると考えられる。このため、本適用指針では、期中会計期間において減損処理を行った場合でも、年度決算までに資産又は資産グループに新たな減損の兆候があり追加的に減損損失を認識すべきであると判定されるときを除いて、年度決算において、期中会計期間を含む事業年度全体を | （新　設） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 対象として改めて会計処理を行わないものとした（本適用指針第 63 項参照）。なお、期中会計基準において「有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法」について洗替え法を原則とすることとしたが、固定資産の減損会計について洗替え法の採用を求めるものではない。 | |

以　上